# 日本中国友好協会神奈川県連合会規約

【名称と目的】

第一条　この会は日本中国友好協会神奈川県連合会とよび、日本中国友好協会（本部）に加盟し、事務所を横浜市内におく。

第二条　この会は日本政府の行為によって、中国への侵略戦争が起こされた歴史を教訓として、日本と中国が再び闘うことのないよう、日本国民として平和と民主主義の立場に立って、日中両国民の相互理解と友好を深め、平和五原則（1、領土・主権の相互尊重　2、相互不可侵　3、内政不干渉　4、互恵平等　5、平和共存）にもとづく両国関係の発展に寄与し、アジアと世界の平和に貢献することを目的とする。

第三条　この会は前条の目的を達成するために、左記の活動および事業を行う。

一、日中不再戦・平和擁護の活動
二、文化事業活動
三、中国事情と文化の研究と紹介
四、日本事情と文化の中国への紹介
五、日中の人事・文化・芸術・学術・技術・経済・スポーツなどの交流
六、在日中国人との交流、およびその正当な権利の擁護
七、中国から帰国した日本人への協力と援助
八、会員の要求にもとづく豊富・多彩な諸活動
九、その他必要な事項

【会員】

第四条　この会の目的に賛成し会費を納める個人および団体を会員とする。会員は普通会員、賛助会員、団体会員、特別会員とする。機関紙を購読し、協会の各種活動や諸事業に参加するとともに、この会の諸機関にたいして発議し、役員、代議員を選び、また、これに選ばれることができる。ただし会費未納が六ヵ月以上にわたるときは会員の資格を失うことがある。準会員は機関紙を購読し、協会の諸活動に参加することができる。

【機関】

第五条　この会に次の機関をおく。

（1）大会
（2）常任理事会
（3）四役会議

第六条　諸機関の任務と構成など

（1）大会はこの会の最高決議機関で年一回開く。必要により臨時大会を開くことができる。大会は会長が招集する。

（2）大会は支部所属会員および県連直属会員から選出された代議員で構成する。代議員の選出は常任理事会が決定する基準によるものとする。大会は代議員数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。大会の決定は、出席代議員の過半数の賛成によらなければならない。希望する会員、準会員は大会に出席し、発言することができる。

（3）準会員は大会で発言できるが、議決権はない。

（4）常任理事会は大会の決定にもとづき、この会の日常業務をおこなう執行機関で常任理事および会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、月一回以上開き、会長が招集する。常任理事会は日常業務を執行するため、専門委員会・特別委員会を設けることができる。

（5）四役会議は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、常任理事会のもとに、随時会長が招集し、日常業務を処理する。

【役員】

第七条　この会に次の役員をおく。役員は大会で会員の中から選ばれる。

（1）会長一名、副会長若干名。会長はこの会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長支障あるときはその代理をする。次の常任理事会で承認を受ける。

（2）常任理事若干名。

（3）事務局長一名、事務局次長若干名。事務局長は事務局の活動を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長の支障あるときはその代理をする。

（4）会計監査若干名。会計監査は会の会計を監査する。会計監査は常任理事会に出席し意見を述べることができる。

第八条　常任理事は常任理事会で補充、または増員することができる。

第九条　この会に顧問をおくことができる。

第十条　役員の任期は定期大会から次期大会までとする。

【基礎組織　支部・班】

第十一条　会員は原則として支部に所属する。支部はこの会の基礎組織であり、規約に従って日常活動をおこない、会の発展をはかる。

第十二条　居住地域または職場に会員が二十名以上いるときは原則として支部をつくる。支部は会員、役員名簿、連絡先などを県連合会に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。支部は班を設置することを原則とする。

第十三条　二十名に満たないときは班をつくる。班は三人以上で構成する日常活動の基礎単位である。

同じ地域・職場に班が複数ある場合、連合班をつくることができる。

【会計】

第十四条　この会の経費は入会金、会費、事業収入および寄付金で賄う。

第十五条　入会金および会員の会費は次の通りとする

一、入会金　二〇〇円

二、普通会員会費（機関紙購読料を含む）　月　九〇〇円（送料別）

三、賛助会員会費（機関紙購読料を含む）　月一五〇〇円以上

四、団体会員会費（機関紙購読料を含む）　月一〇〇〇円以上

五、特別会員（同居家族等機関紙非購読会員）　月　五〇〇円

六、準会員会費（機関紙購読料含む）　月　四〇〇円（送料別）

第十六条　会費の各級機関持分割合は別途規定による。

第十七条　この会の予算、決算は大会の承認を得なければならない。

【その他】

第十八条　この規約に別段の定めのない事項については、本部の規約および本会規約の精神・慣例に従う。

第十九条　この規約の改廃は大会で行う。

【付則】

第二十条　この規約は二〇一七年六月二十四日より実施する。

今までの規約に関する経過について

一九五六年七月九日　結成大会決定

一九六一年十一月二十六日　第三回大会　一部改正

二〇〇三年六月二十二日　第三十三回大会　一部改正

二〇〇六年六月三日　第三十六回大会　一部訂正

二〇〇九年七月三日　第三十九回大会　一部追加・改正

二〇一七年六月二十四日　第四十七回大会　一部改正